

改正概要

1 改正の内容

- (1) 医師等の免許に係るオンラインによる申請等の受理について、県の保健所長を経由する必要がある事務から除くこととした。
- (2) 衛生検査技師に係る新規申請の受理について、県の保健所長を経由する必要がある事務から除くこととした。
- (3) その他所要の規定整備を行った。

2 改正の理由

- (1) 国が進める国家資格システムの導入等、国家資格に係る各種手続のオンライン化に対応するため。
- (2) 申請者の利便性の向上及び県の保健所における業務負担の軽減のため。
- (3) 平成23年度から衛生検査技師の新規申請が廃止されたため。
- (4) 准看護師免許の新規申請の事務について、重複して規定されていたため。

3 施行期日

令和6年12月24日